

平成 12 年建設省告示第 1358 号「準耐火構造の構造方法を定める件」改正案

新	旧
<p>(略)</p> <p>第3 令第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ (略)</p> <p> ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられていること。</p> <p> (1) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード</p> <p> (2) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上のロックウール(かさ比重が<u>0.024</u>以上のものに限る。以下同じ。)又はグラスウール(かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。)を張ったもの</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 令第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ (略)</p> <p> ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられていること。</p> <p> (1) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード</p> <p> (2) 厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上のロックウール(かさ比重が<u>0.04</u>以上のものに限る。以下同じ。)又はグラスウール(かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。)を張ったもの</p> <p>(略)</p>